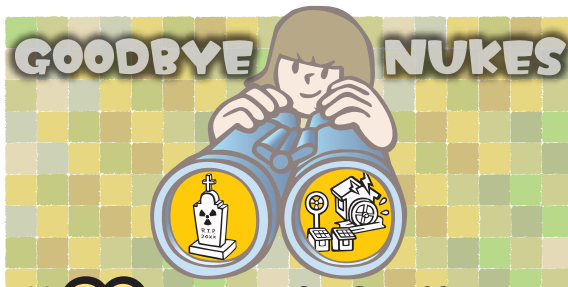
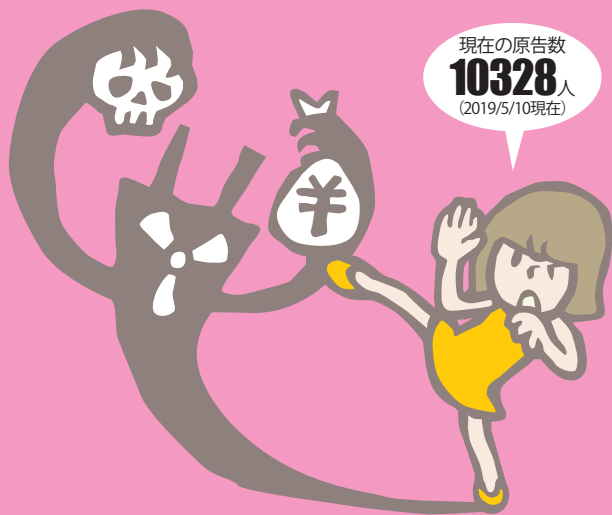


原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2019.Jun
Vol.29

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL:0952-25-3121/FAX:0952-25-3123



第29回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表代行 梶島 敏雅

第29回裁判は、東京電力福島第1原発事故から8年余経過した4月18日開かれました。私たちは、国及び東京電力が加害責任をあいまいにしたまま「復興五輪」の名目で、年間20mSv以下の放射能汚染地域の避難指示を解除して避難者への補償を打ち切り、強引に帰還政策を推し進め、被害を切り捨てる新たな加害が進行していることを主張しました。次いで

玄海原発から20km内にある長崎県松浦市福島町民の小川弘志さんと25kmの壱岐市民の中山忠治さんが、原発事故の場合、離島の福島と壱岐の島民は避難できず大変な被害を受ける恐れがあると、玄海原発の即時停止を訴えました。

さて、このニュースが発行される前の5月1日、平成天皇の生前退位により元号が令和と改元され、まるで新時代が到来したかのような報道や祝賀であふれかえっています。憲法の国民主権の主権者意識が鈍麻させられがちになっています。大多数の国民は平成の前半、原発安全「神話」に眠らされていました。

しかし、2011年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故は、主権者意識をよび起こしました。人類の平和と安全な未来のために、令和フィーバーに踊らされることなく、脱原発、自然再生エネルギーを基盤電力とする新時代を、1万人原告団の団結と連帯で更に切り開いて行きましょう。

第29回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



今回の裁判では、原告側は、準備書面64~66を提出しました。64では、事故後8年経過しても福島原発事故の被害は終わらず、隠ぺいと拡大が続いていることを主張しました。それは、国を主導者とする被害の矮小化、被害者の分断と加害責任のあいまい化がすすめられ、被害者を救う場としての地域も崩壊していることの反映であり、福島の実状は「人間なき復興」にすぎません。もちろん、避難指示が解除されても地域を形成できるほど戻ってきていません。65では、九電が昨秋から何回も実施している

出力抑制は電気の無駄捨てであり、原発保護のために再生可能エネルギーの成長を阻害するものと批判しました。66は地震動についての反論です。

九州電力は、火山による危険性(破局的噴火の火砕流、それ以外の火山灰の危険)について、詳細な主張をしました。

新規原告の意見陳述は、いずれも離島避難の問題で、壱岐の中山忠治さん、松浦市福島の小川弘志さんがしました。

次回(8月9日)には、原告は、被害論の補充(仙台高裁の、浜通り現地進行協議の成果)、高裁の仮処分での成果のコンバート(避難その他)をする予定です。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント	1	即時抗告審プレゼン期日・自治体アンケート	6
	意見陳述 中山 忠治さん	2~3	団長コラム	7
	意見陳述 小川 弘志さん	4~5	新加入弁護士の紹介・今後の日程・カンパのお願い	8

意見陳述

原告 中山忠治さん

(玄海原発再稼働に反対する市民の会)代表



1 はじめに

私は玄海原発から海を隔て、北側25キロの位置にある壱岐島の住人で、中山忠治と申します。

10年前に定年退職しましたが、現職中は外国航路船のエンジニアとして世界中をまわってきました。今は、観光と環境をテーマに壱岐の島の活性化を目指して結成した「壱岐島おこし応援隊“チーム防人”」というボランティア団体と、「玄海原発再稼働に反対する市民の会」の代表として活動しております。また、災害支援活動等を行う自主防災組織、壱岐市防災士会の役員でもあります。

2 原発事故は人災事故である

福島第一原発事故は、私共、旅客の生命と財産を預かる船舶機関士の常識からして全く考えられない人災事故としか思えません。

自然の海を相手に運航している船舶では、あらゆるトラブルを想定して二重、三重の対応策を講じて訓練します。現職のころ、毎月1回、故意に発電機を止め、その後の復旧対処の訓練をしていました。海の上で電気を失えば、即座に命にかかわります。その為、命を守るための訓練はいつでも真剣なものでした。

船舶がこうですから、放射性物質発生器とも言える複雑で極めて危険な原発は、船舶とは比べ物にならないリスクマネジメントが要求され、そのリスクに対応する装置や訓練が完璧になされているものと信じていました。

ところが福島第一原発事故では、リスクへの対応がおざなりにされ続けた挙句、大惨事へと至ったのです。津波は言い訳にならないと思います。僅かでも可能性のあることならば、何であれ対処できるよ

うにしなければならないのです。

地震、津波は確かに防ぎようがない天災ですが、福島第一原発事故は呆れるばかりの人災としか言いようがありません。私は、命を守ることを第一に考えてきたエンジニアとして、福島第一原発事故が腹立たしくてなりません。

3 かたちばかりの避難訓練

玄海原発の目の前25キロに人口2万7000人の壱岐の島があります。

トラブルが発生し放射能が飛散したら風向きによっては30分で全島が被曝します。

現在、災害時の対策として30キロ圏外への避難訓練や屋内退避施設の建設などが行われています。しかし、離島である壱岐から全島民が安全な場所へ避難するには5日以上のかかりかかります。

一昨年、昨年と、長崎県と合同で2回の避難訓練が実施され、防災士会として参加しました。しかし、訓練とは名ばかりで、現実とは全くかけ離れたものでした。例えば、要介護者をバスに乗せて移送する訓練では、要介護者役は僅か2～3人。しかも健常者が役を務めました。要介護者役は、予め決めてある場所に待機し、用意したバスに乗せられて移動しました。また、避難所内で放射能の線量測定をする訓練では、防護服を着たまま建物内に入るため、実際であれば避難所内に放射性物質を持ち込むとは思えない訓練でした。

4 避難できても、私たちは生活できない

例え、島外に全員避難したとして何処へ向かうのですか。いつ帰れるのですか。被曝した島には誰も

帰還出来ません。

昨年3月と11月に東京電力福島原発の事故現場を訪れました。その時の双葉町の国道の線量は2.222 μ Sv/hで、杵岐の50倍もの線量の中、8年前の津波被害がそのまま放置されていました。このように現在の福島の現実を見ても、その間、何処で生活し、誰が面倒を見てくれるのですか。よしんば帰還出来たとしてもそのような島には観光客など誰一人来ません。

観光も漁業も農業も壊滅的な被害を被ります。それだけでも島民の生活は成り立たなくなります。

5 避難などしなくてよい対策、 玄海原発稼働停止が求められている

昨年の玄海原発再稼働前に、杵岐市で、九電や原発関係省庁の説明会がありました。国の担当者は「絶対的な安全性はない、幾らかのリスクはある、そのために色々な対策を講じている、避難の為に費用も用意している」と説明しました。

質疑応答では多くの島民から「どのように逃げればいいのか」「杵岐に放射性物質が飛んで来たらどうするのか」「本土との送電線の施設は稼働ありきではないのか」など様々な質問が飛びました。しかし、納得できる回答はなく、閉会予定時間を1時間半も超過する事態となりました。

絶対的な安全性がなく、幾らかのリスクがあり、しかも避難もできない。それならば、稼働を停止するほかないと思います。

私たちは、事故が起きた場合の対策や、避難のための費用を求めている訳ではないのです。

杵岐市防災士会の役員は、この説明会の後、会の方針として、玄海原発稼働停止を求める方向に舵を切ることを決めました。

事故が発生してからの対応を試みるのではなく、発生の源を断つのも防災士としての役目と心得たからです。

6 最後に

子や孫に、この掛け替えのない豊かな自然と歴史に溢れた故郷の島を残す、その為には私は残りの人生の全てを掛けて脱原発に向けて戦います。

裁判官、どうか、私ども島民の切なる願いを聞き入れて頂き、玄海原発の稼働を即刻、停止して下さい。



意見陳述



原告 小川 弘志さん
(福島プレーパーク代表)

1 始めに

私がここにこうして原告となった理由をまず述べさせていただきます。

第一に、原発は人類の未来を脅かす危険なものであることを熟知していること、

第二に、私自身が一度は原子力という呼び名の核開発に携わろうとし、フクシマの重大事故を未然に防ぐことができなかったという罪悪感があること、

第三に、実際に玄海原子力発電所で事故が起きた場合、直ちに被害を受ける場所の住民であること、です。

2 私は若い頃、原子力技術者を目指していた

私は敗戦から6年後の1951年、現在の松浦市福島町(当時は長崎県北松浦郡福島町)に生まれました。小学生の頃、炭鉱で繁栄していた福島町は「石炭から石油へ」という、エネルギー転換政策の荒波をもろに受けていました。

ですから、「エネルギーは科学の発展とともに変化していく。石油の次はきっと原子力がエネルギーの主役になるのだ」と思ったものです。「原子力」は子どもの私にとって、最先端のエネルギーであり、最新の科学でした。

私が1970年九州大学を受験する3年前、工学部に応用原子核工学科ができました。私は、同学科であれば実践的に原子力エネルギーに携わることができると考え、進路を選択しました。

ところが、応用原子核工学科に所属してさまざまな情報に接する中で、以下の点を私は確信することになりました。すなわち、

① 放射性物質を安全に扱うことは困難で、細心の注意を払っても被曝事故が起きることがあること

② 放射能を消滅させることは物理的にも化学的にも不可能であること

③ 被曝した生体を元に戻すことは医学的に不可能であること

④ 核をエネルギーとして使うことは、人間の技術力ではそもそも無理があること。もし事故が起きたらそれは人類の破滅にすらつながってしまうこと。

⑤ 核の平和利用とは、実は潜在的核武装に他ならないこと。

このように、「原子力技術者として仕事をする」と描いていた私の将来像は、学生時代に瓦解しました。私は、大学を中退し、科学技術とは縁のない仕事に就きました。

3 原子力から逃れてサラリーマンを経て、椎葉の山奥で暮らしてわかったこと

大学を辞めさまざまな道を経て、生き方を模索した結果、私が見出したのは「森林環境教育」の仕事でした。宮崎県椎葉村に移住し、自給農業を営みながら、森林インストラクターやグリーン・ツーリズムインストラクターをはじめとしたさまざまな資格を取得しました。そして、椎葉の森への都会からの来訪者に、森林の素晴らしさ、森林がいかに都会も含めた地球全体の環境を支えているか、森林を維持しているのはまさに椎葉のような田舎の住民であること、などを実感していただく活動を続けてきたのです。

そうした生活の中で、私は次のようなことを実感しました。

私たち人類は、自然から切り離されて生きていくことはできません。どのように技術が変革されようとも、太陽光エネルギーによって酸素や有機物を作り出す植物や海中の珊瑚の代わりとなるようなもの

を作り出すことは不可能です。どのような人間の技術も、自然界のエネルギー効率にはかなわないのです。私たちは、自然の恩恵を受けてこそ生きていくことができるのです。

4 帰った故郷は玄海原発のそば

私は、4年半前、老いた両親の介護のため故郷の長崎県松浦市福島町に戻りました。

福島町の我が家は、玄海原発から直線距離で17kmの場所にあります。もし原発で放射性物質が放出されるような事故が起き、風速10mのやや強い風が吹いていたとした場合、30分と経たないうちに我が家に到達することになります。

福島は、築造後50年を経た長さ約200メートル、海面から約20メートルの高さにある、歩道もない片側一車線の老朽化したコンクリートの橋(福島大橋)1本だけで佐賀県の伊万里市とつながっている離島です。大きな地震の場合、この老朽化した橋は崩落して渡れないかもしれません。

崩落していないとしても、福島から伊万里市側に、玄海原発に近づく形で架かっているこの橋の伊万里市側は、玄海町方面からの、これも片側一車線の国道と直結しています。約2100名の島民は、この橋を渡れても、玄海原発近辺から避難してくる住民の車の列と合流することになります。合流地点では大渋滞が発生し、橋から伊万里市までの道路は、渋滞のため進むことさえ困難となるでしょう。

自治体の作成した原発事故時の避難計画によると、福島町の避難先として指定されているのは、福島から約50キロメートルの所にある長崎県の波佐見町です。しかし、福島からそこに行くまでの避難路は、橋を渡り、佐賀県に一旦入って玄海原発から伊万里市に通じる国道を使うしかありません。伊万里市から波佐見町までの国道も、他の地域からの避難車列と合流するため、ここでも大渋滞を起こすでしょう。つまり、想定されている「避難」はほとんどもなく困難な「絵空事」なのです。

さらに、実際に事故が発生した場合の避難を考えてみると、暗澹とした気持ちになります。昼間は、

福島の中学校に通う娘、伊万里市の介護施設に入所している96歳の父、伊万里市に勤務する妻と、家族がばらばらな場所にいます。それぞれが居る場所によって避難先が決まりますから、避難すると家族がばらばらになってしまうのです。こうなった場合、いつ、どうしたら家族と一緒に暮らせるようになるのでしょうか。

5 私が訴えたいこと

この裁判に関わる全ての方に心から訴えます。とりわけ、被告九州電力の皆さんの良心に訴えます。私たち、あなたたちの全てが、未来に責任を負っているのです。私の、あなたの、子や孫が死に絶えれば、それは私の、あなたの、いまの生き方の結果です。どうか原発をすぐに停止させてください。そして、溜まりに溜まっている放射性物質を安全に保管する技術を、原発を安全に解体する技術を、作り上げてください。

私はこの様な理由から、玄海原子力発電所を直ちに止めるよう求めるものです。裁判官の皆さん。あなた方の判断は、単に九電と私たちの関係だけを定めるものではなく、実は人類の未来に責任を負う判断なのだということを、ぜひご理解ください。



即時抗告審 プレゼン期日の 実施について



弁護士 田上 普一

佐賀地裁の仮処分不当決定から約1年後の3月25日、私たちが福岡高裁に申し立てていた裁判所に対するプレゼンテーション（以下「プレゼン」といいます）が行われました。

このプレゼンの実施については、裁判所に玄海原発の危険性をわかりやすく説明して正確な理解のもと、正しい判断を下してもらうために、私たちから裁判所に実施を求めているものです。

当日は、まず九州電力から全般的な安全対策と水素・水蒸気爆発対策に関する50分間のプレゼンが行われ、その後、私たちから水蒸気爆発の対策の問題点、基準地震動の問題点、火山爆発対策の問題、避難計画の問題点の4分野について、それぞれ20分間の合計80分間のプレゼンを行いました。

それぞれのプレゼンの内容については、紙面の関係上、詳しく説明することはできませんが、参加いただいた抗告人の皆さんには、今までモヤモヤとしていた原発の危険性への理解が、プレゼンを聞いて、くっきり鮮明に理解できるようになったとの感想をいただきました。参加した弁護団の感想としても、裁判所に私たちが指摘する玄海原発の危険性が伝わったのではないかと考えているところです。

今後の進行としては、5月下旬までに今回のプレゼンの内容を詳しく指摘した補充書面を提出し、時期は未定ですが裁判所が判断を下すことになります。

また、今後、弁護団では、今回のプレゼン資料を活かして、各地で原告の皆さんに玄海原発の危険性を「わかりやすく」理解していただく学習会の開催を予定していますので、よろしくお願ひします。



自治体アンケートの報告 ～佐賀県内20と福岡・ 長崎30km圏内 5自治体～



弁護士 東島 浩幸

原告団・弁護団がおこなった自治体アンケート（上記すべての自治体が回答）の一部を紹介します。

「避難及び避難計画」については、30km圏内自治体では避難する場合がありますとの見解が大半で、30km圏外の自治体で避難計画を策定している自治体はありませんでしたが、検討の必要性を認識している自治体も複数ありました。

また、避難計画での不備点について、「避難道路・経路の確保・整備」「入院患者や施設利用者、要援助者の避難誘導」「離島住民の避難」「車両その他移動手段の確保」「道路の渋滞等（避難時間）」が挙がっており、30km圏外自治体において自らの住民が二次避難をしなければならぬリスクを10自治体が感じていました。しかし、30km圏内自治体における、避難訓練の参加状況は100～200人台が大半で、過酷事故時の大規模避難に対応したものとはなっていません。道路の渋滞混雑、避難先の手配、スクリーニングの実際等に即したものに全くなっておらず、交通車両の確保、子どもの避難についての連絡方法、ヨウ素剤の配布の問題について何の問題意識もないことは驚きを禁じ得ませんでした。

「再稼働の同意権の拡大」については、30km圏内自治体で、同意権とするか否かは別として30km圏内自治体の意見の反映の仕組みは必要との見解が玄海町以外では過半数でした。30km圏外の自治体での、同意権の拡大の意見の自治体が5、30km圏外の自治体まで同意権の拡大の是非に対し、30km圏外の自治体の回答は、同意権もしくは判断の場への参加との意見も少なからずありました。

自治体が住民の命と健康を守る砦となるよう、訴訟団として自治体への働きかけを継続的にしていくことは今後とも重要と思います。また、書面になるとなかなか明言できない本音も首長と直接会うと分かります。今回は11の自治体の首長・副首長と面会もしました。継続は力なりです。



迷走する原子力規制委員会

9年目を迎える今年の3月11日前後、「終の住みか」と言うけれど、取り残された被災者、「除染ごみが軒先や庭に10万ヶ所以上」などメディア特集の台詞（せりふ）は福島の子災者の怒り、諦め、耐える姿を克明に伝えている。2021年3月に復興庁（復興期間10年、総事業費約32兆円）は廃止される。それまでに国・東電は、福島県内外に避難している被災者5万人余の帰還、廃炉・汚染水処理、賠償、除染に必死に取り組んでいる。しかし事故処理作業の一部に不都合が生じ、国・東電は迷走をはじめている。

止まらない汚染水とWTO 2審判決

福島第一原発は阿武隈山系から太平洋に流れ込む膨大な地下水の通り道の上に立地しているため、現在発電所敷地内のタンクに溜められている120万トンを含わせて200万トンの汚染水処理が避けられず、必要経費40兆円が追加される（日本経済研究センター報告）。国・東電は、原子力規制委員会の安全上問題ないとの推奨に従い、トリチュウムだけを含む処理済み汚染水を薄めて海洋放出することについて地元住民の同意を求めているが、同意が得られる見通しは不明である。さらに韓国による福島など8県産の水産物輸入禁止措置をめぐる世界貿易機関（WTO）2審判決は日本にとって事実上の「敗訴」になった。原子力規制委員会は発電所敷地内の安全だけを職務として敷地外周辺の安全は職務外と考えている。

避難区域解除と

年間20ミリシーベルトの発がんリスク

血液がん以外の、臓器や組織などのがん死リスクは、被ばく線量が1シーベルト以上の場合、被ばく線量に比例（比例定数5%）して増加することは実証されている。被ばく線量が100ミリシーベルト未満になると諸説あるが「しきい値なし」の説を採用すると、低線量被ばくの場合もがん死リスクは被ばく線量に比例する。この場合、数万人が低線量被ばくした集団的な被ばく線量を「集団線量」として低線量×数

万人を導入する。ただし低線量の単位はシーベルトで表すと、がん死数はがん死リスク5%と集団線量の積で求められる。年間20ミリシーベルトの低線量被ばくした避難被災者52,731人の「集団線量」は約1054.6（シーベルト×人）とがん死数は約52.7人が得られる。

原子炉立地審査指針において仮想事故（例えば福島第一原発事故のように技術的見地からでは起こりえない事故）の場合、発電所敷地外で数万人の居住者が被ばくしたときの集団線量が十分に小さいことが公衆の安全の目安となっている。年間20ミリシーベルトを帰還可能とした避難被災者全員の集団線量は十分小さいといえるだろうか。放射線の感受性は年齢が低いほど高くなる。40歳と0歳児を比べると女性は約4倍、男性は約3倍になるといわれている。20ミリシーベルトは5万人余が生活するにはあまりにも危険すぎる。帰還者が極めて少ないのは当然であり、原子力規制委員会が発電所敷地外住民の安全に無責任であることを如実に示している。

原子炉立地審査指針と

原子力災害対策指針の遵守を

原子力規制委員会が職務放棄している指針は二つある。一つは上述の原子炉立地審査指針であり、もう一つは原子力災害対策指針である。前者と同様に後者の指針による住民の避難訓練は「実効性がないし、そもそも訓練は不可能である」ことが定着し、指針作成者の責任が問われている。何れも、原子炉の仮想事故・重大事故に際して原子炉周辺から全国、近隣各国の人々の安全に関わる指針である。したがって原子力発電に関わる指針は世界各国が原子力発電を始める際に関連する法令を定める先導の役割をもっている。日本は、地震・火山・台風そして原発を持つ列島国である。仮想事故・重大事故を予測することは困難である。再び、安全神話という砂上の楼閣を築くのか！



新加入弁護士の紹介

弁護士 杉垣 朋子

この度、弁護団に加入いたしました。杉垣 朋子と申します。

本年1月に不知火合同法律事務所に入所し、日々勉強させていただいています。

出身は福岡県久留米市です。大学卒業後、転勤のある仕事に就いたこともあって九州外(埼玉、岡山、札幌、横浜)を転々と

して過ごしました。

現在は夫とともに久留米市に腰を据え、イヤイヤ期真っ盛りの2歳の息子に振り回されながら毎日奮闘しています。

いろいろと至らない点も多いかと思いますが、頑張りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今後の日程

第30回裁判のご案内

8月9日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時
模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

第31陣追加提訴のご案内

7月11日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館
※今回の締め切りは、7月5日(金)午前

第31回裁判のご案内

11月29日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時
模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

夏のカンパ(裁判の運動資金) のご協力を心よりお願いします

本裁判の運動資金は、皆様からのカンパや支える会年会費でまかなわれています。ニュースの作成・郵送だけでも1回あたり410,904円(原告・会員さんなど約5,000名分相当)がかかります。今後も精一杯活動をしてまいりますので、どうぞカンパをお願いいたします。いくらからでも結構です。郵便振替用紙を同封していますので、ご支援いただける場合にはご利用ください。

皆様のご協力、ご支援に心より感謝申し上げます。

カンパ送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンパツソウショウワササエルカイ)

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2019年6月1日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123